

お知らせ

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉試験放送を実施します

屋外に設置している防災行政無線(屋外スピーカー)から全国瞬時警報システム(Jアラート)の起動確認のため、試験放送を行います。

▽日時 11月14日(火) 午前11時(30分)

▽放送内容 チャイム+「これは、アラートのテストです。」「×3回」「×3回は、ほごさいたい」です。+チャイム

▽問合せ 危機・災害対策課 ☎(5246) 10902

コンビニ交付・自動交付機が停止します

都および区役所の設備点検により、コンビニエンスストア・自動交付機での住民票の写し・印鑑登録証明書の交付を左記の通り停止します。

▽停止日時 11月11日(土)終日

▽コンビニ交付 11月11日(土)終日

17日(金)午後9時~18日(土)終日

▽自動交付機 11月17日(金)午後9時~18日(土)終日

▽問合せ 情報システム課 ☎(5246) 10301

戸籍住民サービス課住民記録担当 ☎(5246) 1164

基本構想策定審議会を開催します

区では、おおむね20年後の台東区の将来像を描き、それを実現するための、区政運営の最高指針となる基本構想を策定しています。

策定にあたり、第4回および第5回基本構想策定審議会を開催します。

▽日時 ①第4回11月21日(火) ②第5回11月27日(月)

▽時間 午後7時

▽場所 ①区役所10階1001会議室 ②区役所10階1002会議室

▽申込締切日 ①11月16日(木) ②11月22日(水)

▽問合せ 企画課 ☎(5246) 1012

年末調整等説明会

▽日程 ①10月31日(火)・11月1日(水)・2日(木) ②11月8日(水)~10日(金)

▽時間 午前10時~午後0時30分 午後1時30分~4時

▽場所 ①区役所10階(東京上野 税務署管内) ②台東区民会館(9階(浅草税務署管内))

▽内容 年末調整、法定調書および給与支払報告書に関する説明

▽問合せ 台東区税務課課税係 ☎(5246) 110335

東京上野税務署法人課税第2部門(源泉担当)・管理運営部門 ☎(3821) 9001代

浅草税務署法人課税第2部門(源泉担当)・管理運営部門 ☎(38062) 7111代

住民税(特別区民税・都民税)第3期分の納期限は10月31日(火)です

金融機関やコンビニエンスストア(バーコードが印字されているものに限る)、区役所区民事務所・同分室で納めてください。口座振替(自動払込)の方は、

残高にご注意ください。引き落としの確認は、預貯金通帳の記帳によりお願いします。

▽問合せ 税務課税務係 ☎(5246) 11114

臨時福祉給付金コールセンターを終了します

臨時福祉給付金に関するお問い合わせを受けていた「台東区臨時福祉給付金コールセンター」は、10月31日(火)で終了します。

▽問合せ 福祉課臨時福祉給付金担当 ☎(5246) 1374

●給付金の給付を装う「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください

区や東京都・厚生労働省が、ATMの操作を求めることは絶対にありません。

▽問合せ 生活安全推進課 ☎(5246) 1044

公園課公式ツイッター・フェイスブックのアカウントを新設しました

隅田公園をはじめとする区内の公園の情報やイベントなど、公園に行くのが楽しくなる情報を発信します。ぜひご覧ください。

▽ツイッター アカウント @taiho\_kouen

▽Facebook アカウント taiho.park.section

▽問合せ 公園課 ☎(5246) 1001



台東区公式ホームページの大規模災害時用トップページへの切替訓練を行います

台東区公式ホームページは大規模災害が発生し、災害対策本部が設置された場合、大規模災害時用トップページへ切り替わります。

▽日時 10月29日(日)午前10時から1時間程度

▽内容 トップページを大規模災害時用トップページに切り替え

※通常ページは、ページ下部「通常版ページメニュー」からご覧になれます。

▽問合せ 広報課 ☎(5246) 1021



▲イメージ図は実際と異なる場合があります。

高齢者が暮らしやすい地域へ

高齢者総合相談

次の内容等でお困りの際は、ご相談ください。①高齢のひとり暮らし等で、生活に不安を感じる ②高齢者向けの福祉サービスを知りたい ③介護保険について知りたい、介護認定を受けたい ④杖やシルバーカーなどの自立支援用具や紙おむつの給付を受けたい ⑤特別養護老人ホームの申込みをしたい ⑥近所に心配な高齢者がいる

▽相談窓口・問合せ 高齢福祉課総合相談・給付担当(区役所2階⑤番) ☎(5246) 1222 地域包括支援センター(下表)

高齢者への虐待を防ごう

暴力をふるうことだけが虐待ではありません。虐待の内容、発見時の対応等について紹介します。

●虐待内容 ①身体的虐待(殴る、蹴るなど) ②介護や世話の放棄・放任(介護や世話をしない、食事を与えないなど) ③心理的虐待(暴言や拒絶的な態度などで精神的苦痛を与える) ④性的虐待(本人が嫌がる性的行為を強要したり、他人の性的行為を見せるなど) ⑤経済的虐待(生活費を渡

さなかつたり、年金や預貯金を使い込むなど) ⑥セルフネグレクト(高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している)

●虐待の要因 虐待する人とされる人の人間関係によるものも多いですが、介護の知識・情報の不足や認知症高齢者の行動に対する誤解なども原因になります。

●高齢者虐待の早期発見のために 家の中から怒鳴り声がある、体(顔や手足など)にあざがある、髪や服装が乱れている、最近知らない人が出入りしているなど、地域の皆さんが異変に気付くことで虐待の早期発見・防止につながります。

●区役所の対応 虐待の通報や相談を受けたら、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して、家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

▽相談窓口・問合せ 介護予防・地域支援課地域支援担当(区役所2階⑥番) ☎(5246) 1225 地域包括支援センター(下表)

●地域包括支援センター一覧

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 電話番号, 担当地域. Lists various community support centers and their contact information.

「愛」か「支配」か気付く力が暴力をなくす

●女性に対する暴力をなくす運動

国際連合は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と定め、国では毎年11月12~25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間としています。

期間中、区ではパネル展を開催し、女性の人権尊重のための意識啓発を図っていきます。

・パネル展 日時11月11日(土)~25日(土) 場所生涯学習センター

パートナーとの関係で悩んでいませんか? ~身近な相談窓口をご利用ください~

●DVとは

配偶者や恋人など親密な関係にある人(パートナー)から受ける暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。DVは、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的、社会的など、さまざまな手段を使って、相手を支配しようとする行為です。

●DVとけんかは違う

常にどちらか一方が、「相手の機嫌を

損なわないように気にしている」「相手が恐くて言いたい事が言えない」といった「支配と服従の関係」の中で起こるのがDVです。

●どうして離れないの

暴力を振るわれたり、優しくされたりを繰り返す「暴力のサイクル」に巻き込まれることで、離れられない心理状態をつくり出してしまふのです。

●DVのことで相談されたら

一般的に「あなたも悪いのでは?」とか「愛されている証拠」などと言いがちです。しかし、このような言葉は、「あなたは暴力を振るわれても仕方ない」と、暴力を認めることになり、被害者をさらに傷つけ、孤独感・無力感を深めることになります。

相談窓口 たいとうパープルほっとダイヤルDV相談専門ダイヤル ☎(3847) 3611

月~土曜日 午前9時~午後5時※第1・3・5月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始を除く

問合せ 男女平等推進プラザ ☎(5246) 5816